

横浜連協のこの一年（報告）

横浜環状道路（圏央道）連絡対策協議会

0. 連協の活動方針：行政へは法律をもって対峙する。

1. 事業評価監視委員会への不信

- ・ 24年度の事業評価は「行政が行う政策の評価に関する法律」に違反するとして国交大臣に不服審査請求。→理由：政策の特性に応じて専門家の知見の活用を図ること（評価法）→委員長に面談して地質学者、地震学者を要求したが地盤工学者を採用してむしろ推進委員会の体であった。
- ・ 事業評価委員会の事業継続は意見表明のみで処分ではないとして却下。
- ・ 決定権者である国交大臣に対して不服審査請求。
- ・ 公権力の行使に当たらない（国民の法律上の利益に影響なし）として却下。
→行政内部（自らの評価）の意思決定の公表に過ぎない（??）。
- ・ 不服であり今後東京地裁に法務大臣を提訴予定。
- ・ 評価資料等への質問会を継続中。
- 現事業評価システムの限界→日弁連の評価法案の成立を求める！

2. 栄区アンケート問題住民訴訟

- ・ やらせアンケート結果（誘導質問で賛成が過半数となった）を事業者が事業評価に一切取り上げなかったことで実質的に勝利！（計8回の口頭弁論）
- ・ 法的な2争点では横浜市に勝利。小山准教授の科学的な意見書は無視してアンケート方法に違法性はないとして裁量判決！→上記理由で控訴せず。

3. 情報公開

- ・ 「横浜市の横環南計画の決定文書存在せず」横浜市長に対して不服審査請求→市長が情報公開審査会に諮問。
- ・ 審査会で双方から口頭意見聴取→「非開示は不当。これを取り消し開示せよ」の答申！
- ・ 国交省への請求7件 不服審査請求 4件（最長2年以上放置→内閣府審議会へ）
- ・ 横浜市への請求6件 不服審査請求 1件

4. 事業者による説明会頻発

- ・ 24年度事業評価で「事業継続」の決定を受けて事業者が各地で自治会単位に事業説明会を、堰を切ったように開始。当地取得率74%。
- ・ 号外6ページ「横環南Q&A特集」（横環南の現状と課題）5000部配布。

5. 道路予定地のウソ問題で提訴

- ・ 南線の道路予定地は開発業者が宅地販売するときに高速道路用地であることが決定していたが販売に不利なので横浜市と共謀して「一般道路用地」とウソの説明をして販売した。
- ・ これは要素錯誤に当たるとして一住民が大林不動産を不当利得返還請求訴訟として提訴した。
→9月5日横浜地裁で口頭弁論開始。

6. 公害調停（環境影響評価法に関する）

- ・ 法により調停内容は部外秘であり公表しない。
- ・ 申請人 連協5名 非申請人 国交省、NEXCO 約30名。
- ・ 平成23年10月から3年にわたり神奈川県公害調停委員会で審議継続中→9月に第12回期日。

以上